

議案第 36 号

甲府市福祉センター条例の一部を改正する条例制定について  
甲府市福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市福祉センター条例の一部を改正する条例  
甲府市福祉センター条例（昭和 49 年 3 月条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表の甲府市玉諸福祉センターの表を次のように改める。

甲府市玉諸福祉センター

| 施設の区分     | 利用の種別              |                                                    |
|-----------|--------------------|----------------------------------------------------|
|           | 専用のもの              | 共用のもの                                              |
| 老人センター    | 集会室、休養室 2、機能回復訓練室  | 会議室、生活・保健指導室、資料室、栄養指導室、図書・教養娯楽室、技術室、浴室 2、ロビー、湯沸室 2 |
| 障害者センター   | 休養室、機能回復訓練室、特殊浴室 2 |                                                    |
| 母子・父子センター | 休養室 2              |                                                    |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

甲府市玉諸福祉センターの建替えに伴い、同センターに置く施設を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。